

仕様書

委託業務名

新潟県保健環境科学研究所庁舎維持管理業務

契約期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで(24か月)

委託業務一覧

第1 庁舎清掃業務

- 1 業務内容は、「庁舎等清掃業務実施要領」(以下「実施要領」という。)による。
- 2 業務の実施に必要な電気、ガス、水道料は甲が負担するものとし、乙は、これらを節約して効率的に使用しなければならない。
- 3 甲は、乙の従業員が使用する休憩室及び資材倉庫並びにこれらに付随する備品類等は無償で使用させるものとし、乙は、これらを善良に誠意をもって使用管理するものとする。
- 4 前項に規定する以外の業務の実施に必要な材料、用具等(トイレットペーパーは除く)は、すべて乙が負担するものとする。
- 5 くずかご等から発生する一般廃棄物の収集・運搬は当該業務に含まれるものとする。
(事業系一般廃棄物収集運搬業者の手数料は当委託料に含むものとする。)

第2 ボイラー等運転業務

- 1 業務内容は、「給湯用バコテンヒーター等運転業務実施要領」による。
- 2 ボイラー等の運転にあたっては、良好な環境衛生の維持、建物の保全に努めるとともに、関係法令を遵守して、安全管理に万全を期し、作業基準を定め所定の業務を遂行するものとする。

第3 冷暖房設備等保守点検業務

- 1 業務内容は、「冷暖房設備保守点検業務実施要領」による。
- 2 業務の実施に必要な電気、ガス、水道料は甲が負担するものとし、乙は、これらを節約して効率的に使用しなければならない。
- 3 前項に規定する以外の業務の実施に必要な材料、試験機器、工具、器具等は、すべて乙が負担するものとする。

第4 排ガス洗浄装置等保守点検業務

- 1 業務内容は、「排ガス洗浄装置等保守点検業務実施要領」による。
- 2 排ガス洗浄装置等を補修した場合、交換部品等の補修材料の所有権は、委託料の支払い後甲に帰属するものとする。
- 3 業務に必要な材料、試験機器、工具、器具等は、すべて乙が負担するものとする。

第5 貯水槽給水施設衛生管理業務

業務内容は「貯水槽給水施設管理業務実施要領」による。

第6 排水処理施設ポンプ等点検業務

業務内容は「排水処理施設ポンプ等点検業務実施要領」による。

①「庁舎等清掃業務」実施要領

本庁舎の本館清掃業務にあたっては、良好な環境衛生の維持、建物の保全に努めるとともに、労働安全衛生規則を遵守して、安全管理の万全を期し、作業基準を定め、所定の業務を遂行するものとする。

1 基本方針

- (1) 庁舎の各材質を充分検討の上、最適な資機材をもって業務を行う。
- (2) 業務に要する鍵は慎重に扱い、必要な場所・時間に限って使用する。
- (3) 用水、電力の使用については必要最小限にとどめ、照明は作業終了次第ただちに消灯する。
- (4) 清掃業務の実施にあたっては、作業計画表に基づいて誠実に履行する。
- (5) 作業従事者は厳選配慮し、日常又は定期的に実施作業等に関する教育訓練を行い、職能の向上を図る。

2 庁舎清掃業務

(1) 作業の範囲

ア 共用区域

地上1階～4階までのエレベータホール、風除室、玄関ホール、職員通用口、各階廊下、階段室(A・B)、湯沸室、便所(男女・多目的トイレ)、エレベータ等の床面、衛生陶器、洗面台、鏡面、流し台及びドア、間仕切り(便所等)の造作並びに紙屑入れ、灰皿等の配置された備品及び構内駐車場等外廻りを作業対象とするものとし、業務内容は作業基準表に示すところによる。

イ 専用区域

地上1階～4階までの所長、次長室、室長室をはじめ、事務室、休養室、及び各階研究室・実験室の床面と一部造作、並びに紙屑入れ、灰皿等の配置された備品を作業対象とするものとし、業務内容は清掃作業基準表に示すところによる。

(2) 作業時間

毎土・日曜、祝祭日及び12月29日から1月3日までの日を除き、共用区域は午前8時30分から午後5時、専用区域は指定された時間の中で実施する。

(3) 定期清掃

ア 床面ワックス掛け清掃 2,584.0 m² (9月 計2回)
(業務範囲は清掃作業基準表による。)

イ 正面玄関床マット交換 (2か月に1回(奇数月) 計12回) (サイズ 90cm×150cm)
(マットは当所の所有物ではなく、賃貸等での対応とする。)

3 報告書の提出

業務を終了したときは、「様式1」に定める業務の成果に関する報告書を1部提出するものとする。

様式 1

受 託 業 務 報 告 書

令和 年 月 日

新潟県保健環境科学研究所長 様

受託者住所

氏 名

下記のとおり受託業務を実施したので、報告書を提出します。

記

1 受託業務名 庁舎等清掃業務

2 報告書

- ・ 日常清掃業務報告書 (令和 年 月分)

別紙1のとおり

別紙1

1 日常清掃業務報告書（令和 年 月分）

		作 業 内 容		作 業 責 任 者
		（週1回作業）	（週3回作業）	
日	曜日			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

※ 作業を行った日に○を記入する。

別紙2

2 定期清掃業務報告書 (令和 年 月分)

[illegible]

清 掃 作 業 基 準 表

作業種別					日常清掃													定期清掃		
					床の拭き清掃	床の掃き清掃	屑入れ処理	灰皿清掃	ドア・ガラスの拭き清掃	マットの清掃	手すりの掃き清掃	茶殻の処理	鏡磨き	衛生陶器の清掃	汚物処理	ペーパー等の補給（注1）	巡回清掃	床面の拭き清掃	床面の洗浄	床面のワックス塗布
階	作業箇所	床材	面積	備考																
1F	所長室	カーペット	29.69		1/週	1/週	3/週													
1F	次長室	シート	20.10		1/週	1/週	3/週											季	季	季
1F	室長室	シート	21.75		1/週	1/週	3/週											季	季	季
1F	応接室	シート	21.75		1/週	1/週	3/週											季	季	季
1F	会議室	シート	87.00		1/週	1/週	3/週											季	季	季
1F	事務室	シート	47.56		1/週	1/週	3/週											季	季	季
1F	更衣室	シート	21.70		1/週	1/週	3/週											季	季	季
1F	図書室	ビニールタイル	79.40				3/週											季	季	季
1F	休養室	ビニールタイル・畳	19.75			3/週	3/週													
1F	情報調査研究室	シート	58.47				3/週											季	季	季
1F	大気科学研究室	シート	53.90				3/週											季	季	季
1F	騒音振動解析室	シート	12.00															季	季	季
1F	湯沸し室	シート	2.70		3/週	3/週	3/週				3/週							季	季	季
1F	正面玄関	磁器タイル	16.28		3/週	3/週		3/週												
1F	正面風除室	磁器タイル	8.10			3/週		3/週												
1F	通用口	モルタル	2.05			3/週		3/週	3/週											
1F	玄関ホール	シート	14.40		3/週	3/週			3/週									季	季	季
1F	渡り廊下入口								3/週											
2F	水質科学研究室	シート	43.50				3/週											季	季	季
2F	水質科学第1実験室	ビニールタイル	155.80				3/週											季	季	季
2F	水質ドラフト室	ビニールタイル	18.10															季	季	季
2F	前室	ビニールタイル	18.00				3/週													
2F	窒素分析室	ビニールタイル	39.30															季	季	季
2F	ダイオキシン解析室	シート	43.50				3/週											季	季	季
2F	大気科学第1実験室	ビニールタイル	152.25				3/週											季	季	季
2F	大気科学第2実験室	ビニールタイル	30.30				3/週											季	季	季
2F	大気ドラフト室	ビニールタイル	13.20				3/週											季	季	季

注1 ペーパー・水石鹼・ベンザクリーナ液の補給

作業種別					日常清掃													定期清掃		
					床の拭き清掃	床の掃き清掃	屑入れ処理	灰皿清掃	ドア・ガラスの拭き清掃	マットの清掃	手すりの掃き清掃	茶殻の処理	鏡磨き	衛生陶器の清掃	汚物処理	ペーパー等の補給（注1）	巡回清掃	床面の拭き清掃	床面の洗浄	床面のワックス塗布
階	作業箇所	床材	面積	備考																
3F	生活衛生研究室	シート	46.00				3/週											季	季	季
3F	生活衛生第1実験室	ビニールタイル	101.10				3/週											季	季	季
3F	生活衛生第2実験室	ビニールタイル	43.50				3/週											季	季	季
3F	医薬品実験室	ビニールタイル	36.60				3/週											季	季	季
3F	有機溶剤実験室	ビニールタイル	43.50				3/週											季	季	季
3F	農薬実験室	ビニールタイル	18.40															季	季	季
3F	商品テスト室	ビニールタイル	43.50															季	季	季
3F	生活衛生ドラフト室	ビニールタイル	10.90															季	季	季
3F	液クロ室	ビニールタイル	30.30															季	季	季
3F	ガスクロ室	ビニールタイル	46.80															季	季	季
3F	アスベスト分析室	ビニールタイル	21.70				3/週											季	季	季
3F	水質科学第2実験室	ビニールタイル	87.00				3/週											季	季	季
3F	水質第2ドラフト室	ビニールタイル	9.00															季	季	季
3F	特殊室	ビニールタイル	11.20															季	季	季
3F	顕微鏡室	ビニールタイル	21.70															季	季	季
3F	女子休養室	シート	21.70															季	季	季
4F	細菌研究室	シート	43.50				3/週											季	季	季
4F	細菌第1実験室	ビニールタイル	65.20				3/週											季	季	季
4F	細菌第2実験室	ビニールタイル	57.90				3/週											季	季	季
4F	共用実験室	シート	29.00															季	季	季
4F	ウイルス研究室	シート	43.40				3/週											季	季	季
4F	ウイルス実験室	ビニールタイル	26.80				3/週											季	季	季
4F	蛍光X線室	ビニールタイル	46.80															季	季	季
4F	組織培養室	ビニールタイル	36.90															季	季	季
4F	蛍光抗体室	ビニールタイル	10.50															季	季	季
4F	機械室	ビニールタイル	43.50															季	季	季
4F	電顕室	ビニールタイル	10.00															季	季	季
4F	前室	シート	18.60															季	季	季
1～4F	廊下	シート	465.80		3/週	3/週												季	季	季
1～4F	階段、踊り場	シート	108.60		1/週	1/週												季	季	季
1～4F	男女トイレ	シート	40.00		3/週	3/週	3/週						3/週	3/週	3/週	3/週		季	季	季
1～4F	多目的トイレ	シート	5.00		3/週	3/週	3/週						3/週	3/週	3/週	3/週		季	季	季
	エレベータ	ビニールタイル	3.00		3/週	3/週												季	季	季

3/週:1週3回 1/週:1週1回 季:年1回

注1 ペーパー・水石鹼・ベンザクリーナ液の補給

②「給湯用バコテンヒーター等運転業務」実施要領

1 基本事項

- (1) 土曜、日曜、祝祭日、12月29日～翌1月3日を除く、毎日午前8時から午前8時40分までを業務遂行の時間とする。
- (2) 業務に要する鍵は慎重に取り扱い、必要な場所、時間に限って使用する。
- (3) 作業従事者は厳選配置し、日常又は定期的に実施作業等に関する教育訓練を行い、職能の向上を図る。

2 業務内容

(1) ボイラの運転及び保守管理当

- ア ボイラーの着火及び消火(8:00～8:40以外の着火は職員が行う)
- イ 燃焼温度の調整
- ウ 機械室等の異常個所、不備状況等の通報(随時)
- エ 各機械室等の清掃(週1回)
- オ 上記アからエの内容を記載した管理日誌の提出(毎月末に提出)

(2) 設備棟の管理

- ア 電気、水道の使用量検針
別紙「使用量記録表」
- イ 玄関ドアの開錠
上記1の(1)に定める業務日の午前8時に玄関ドアを開錠する。

対象機器

【給湯用バコティンヒーター】

No.	場所	メーカー 型式	性能等	設置年度
1	設備棟設備機械室 給湯用バコティンヒーター	日本サーモエナー EOL-150GN	缶体出力 174kw(150kcal/h) 給湯量 入40°C出60°C7500L/h 入10°C出50°C3750L/h 燃料消費量13A 17.2m3 電源 AC100V50/60Hz 消費電力 400W	R6年度 設置

いずれも、ボイラー則は適用とならない。

上記機器の稼働に合わせ稼働させるポンプ類等

バコティンヒーター稼働時に操作を行うポンプ類

設備棟設備機械室	給湯用循環ポンプ	EBARAPOMP LPS
設備棟設備機械室	バコティンヒーター⇄ 貯湯槽循環ポンプ	EBARAPOMP 50LPS 5.75 0.75Kw

放射線監視センター新潟分室等 光熱水費使用記録表

【電気】

< 検針日

担当

>

(月分) (毎月12日検針)		メーター
東北電力からの受電柱メーター ※放射線分室車庫の西側電柱	最大需要電力 (×10小数点四捨五入) (契約電力)	
電気室 A 東北電力からの電気使用量	高圧饋電盤 (×10) 放射線分室 当月指示数	
中継ポンプ電気使用量 ※通用口外東側	中継ポンプ (南側)	
	中継ポンプ (北側)	
電気室 A 特殊化学物質測定棟 (D X N 棟)	No. 1 動力配電盤 (×10) 空調制御盤 No.572682	
	No. 1 動力配電盤 (×1) 質量分析計手元盤 No.572683	
	No. 2 電灯配電盤 (×1)	
	分電盤 No.472530	

【水道】

< 検針日

担当

>

(月分) (毎月19日検針)		メーター
※庁舎渡り廊下 南側外部	大メーター	
	小メーター	

③「冷暖房設備保守点検業務」実施要領

1 保守の対象設備

	対象設備	数量
a	パッケージエアコン 1	2台
b	パッケージエアコン 2	14台
c	EHP(室内機)	8台
d	GHP(室内機)	61台
e	全熱交換機	3台
f	給排気ファン	13台

2 業務の方式及び内容

(1) 実施回数及び実施時期

aからeの作業は年1回合計2回(冷房使用前(5月))とする。

fの作業は年2回合計4回(5月、10月)とする。

(2) 保守点検項目

1のa～fの設備の点検項目は、別に定めるチェック表によるものとする。

(3) 給排気ファンの保守点検

異常振動音の点検、注油を含むものとする。

(4) 保守点検時における装置の修理

乙は、保守点検において、設備の故障あるいは異常又は部品の消耗あるいは劣化を発見したときは、直ちに甲に報告するものとする。この場合甲が軽微なものと認めたときは、甲の指示により速やかに修理するものとする。

ファンベルトの劣化が激しく、当所に在庫ファンベルトがある場合は点検時に交換を行うものとし、その作業費も当委託の内容に含むものとする。
(過去の頻度は1回の点検で多くて2～3本程度)

3 作業時間

作業時間は、甲の業務時間帯(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。ただし、これ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 主任技術者

乙は業務を実施しようとするときは、あらかじめ現場作業の責任者として主任技術者を選任し、甲へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

5 作業の開始、終了の報告

主任技術者は、作業の開始時及び終了時にその旨を甲に報告し、作業時間の確認を受けなければならない。

6 成果報告書

乙は、保守点検業務及び設備補修業務を実施したときは、その都度甲に報告しなければならない。

7 事故の報告

乙は、業務の実施にあたり甲及び第三者に損害を与える事故を起こしたときは、直ちに甲へ報告しなければならない。

設備の詳細

a パッケージエアコン1

ID	階	室名	メーカー名	型番	台数	備考
P3	2	特殊測定室	日立アプライアンス(株)	RAS-NP140CHV1	1	
P6	3	有機溶剤実験室	日立アプライアンス(株)	RAS-NP224CHV2	1	
				計	2	

b パッケージエアコン2

ID	階	室名	メーカー名	型番	台数	備考
P1	1	動物棟実験室	ダイキン	S284ATEP-W-E	1	
P4	2	原子吸光室	三菱電機(株)	MPUZ-ERP112HA8	1	
P5	2	分光室、天秤室	東芝	ROB-AP2242HS	1	
P9	4	蛍光X線室	三菱電機(株)	MPUZ-ERP112HA8	1	
P10	4	機械室	三菱電機(株)	MPUZ-ERP112HA8	1	
PA1	1	総務課事務室	ダイキン	RZRP160BBTH	1	
PA2	1	次長室	ダイキン	RZRP80BBTH	1	
PA3	1	控室	ダイキン	R28RCVE2	1	
PA4	1	事務室	ダイキン	R28RCVE2	1	
PA5	3	農薬実験室	ダイキン	RZRP80BBTH	1	
PA6	4	消毒滅菌室	ダイキン	RZRP160BBTH	1	
PA8	4	電顕室	ダイキン	R36VAZSE2	1	
PA9	1	騒音振動解析室	ダイキン	R40VAXPE2	1	
PA10	1	廃棄物前処理室	ダイキン	RZRP140BBTH	1	
				計	14	

c EHP

ID	階	室名	メーカー名	型番	台数	備考
E1	1	男子休養室	ダイキン	RZRP63BBTH	1	
E2	1	応接室	ダイキン	RZRP45BBTH	1	
E3	4	組織培養室	ダイキン	RXYP450DAH	2	
E4	4	第2無菌室	ダイキン	RXYP450DAH	1	
E5	4	第3無菌室	ダイキン	RXYP450DAH	1	
E6	4	第1無菌室	ダイキン	RXYP450DAH	1	
E7	4	蛍光抗体室	ダイキン	RXYP450DAH	1	
				計	8	

d GHP

ID	階	室名	メーカー名	型番	台数	備考
G1	1	図書室	ダイキン	GXYAP560D	1	
G2	1	図書室	ダイキン	GXYAP560D	1	
G3	1	玄関ホール	ダイキン	GXYAP560D	1	
G4	1	所長室	ダイキン	GXYAP560D	1	
G5	1	調査研究室長室	ダイキン	GXYAP560D	1	
G6	1	更衣室	ダイキン	GXYAP560D	1	
G7	1	会議室	ダイキン	GXYAP710D	2	
G8	1	大気科学研究室	ダイキン	GXYAP710D	2	
G9	1	資料保管室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G10	1	情報調査科	ダイキン	GXYAP710D	2	
G11	2	窒素分析室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G12	2	水質科学研究室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G13	2	前室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G14	2	水質科学第1実験室	ダイキン	GXYAP450D	5	
G15	2	大気科学第2実験室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G16	2	ダイオキシン解析室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G17	2	器材室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G18	2	資料保管室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G19	2	大気科学第2実験室	ダイキン	GXYAP450D	5	
G20	3	女子休養室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G21	3	水質科学第2実験室	ダイキン	GXYAP450D	3	
G22	3	特殊室	ダイキン	GXYAP450D	1	
G23	3	生活衛生研究室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G24	3	生活衛生第2実験室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G25	3	医薬品実験室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G26	3	洗浄室	ダイキン	GXYAP560D	2	
G27	3	生活衛生第1実験室	ダイキン	GXYAP560D	3	
G28	3	顕微鏡室	ダイキン	GXYAP710D	1	
G29	3	アスベスト分析室	ダイキン	GXYAP450D	1	
G30	4	細菌第1実験室	ダイキン	GXYAP710D	3	
G31	4	洗浄室	ダイキン	GXYAP710D	2	
G32	4	細菌研究室	ダイキン	GXYAP710D	2	
G33	4	共同実験室	ダイキン	GXYAP450D	1	
G34	4	細菌第2実験室	ダイキン	GXYAP450D	3	
G35	4	ドラフト室6	ダイキン	GXYAP450D	1	
G36	4	ウイルス実験室	ダイキン	GYAP280DN	1	
G37	4	ウイルス研究室	ダイキン	GYAP280DN	2	
G38	4	前室	ダイキン	GYAP280DN	1	
				計	61	

e 全熱交換機

号機名	設置場所	設置型	用途、操作場所	備考
HEU-1 (F2)	屋上西側PH	床置型	用途 換気(全熱交換) 西側1～4階 操作場所 設備棟事務室	
HEU-2 (F3)	屋上東側PH	床置型	用途 換気(全熱交換) 東側2～4階 操作場所 設備棟事務室	
HEU-3	1階機械室	床置型	用途 換気(全熱交換) 東側1階 操作場所 現地	契約 対象外
HEU-4	4階組織培養室	天井埋込型	用途 換気(全熱交換) 4階組織培養室 操作場所 現地	
			計 3	

f 給排気ファン

F4	屋上東側PH		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-50×2
F5	屋上東側PH		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-50×2
F6	屋上南面西1ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-38×2
F7	屋上南面西1ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 LA-55×2
F8	屋上南面西2ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-56×2
F9	屋上南面東1ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-59×1
F10	屋上南面東2ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 LA-58×2
F11	屋上西側PH ファンルーム		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-43×1
F12	屋上北面東1ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 LA-56×2
F13	屋上東側PH		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-41×1
F14	屋上西側PH ファンルーム		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室
F15	屋上北面西1ハトゴヤ		用途 (排気) 操作場所 設備棟事務室 ファンベルト型番 A-39×1
F24	屋上東側PH		用途 (排気) 操作場所 屋上東側PH ファンベルト型番 A-35×1

冷暖房設備保守点検業務 チェック表

a パッケージエアコン1

点検項目		点検項目	
圧縮機	電動機の絶縁確認	電気系統	温度調節器の動作確認
	油量・油温の確認		タイマーの動作確認
	端子の確認		基盤の劣化点検
熱交換機	冷却器の汚れ点検		センサーの劣化点検
	凝縮器の汚れ点検		制御回路の絶縁確認
冷媒系統	膨張弁の動作確認		配線の劣化点検
	電磁弁の動作確認		端子の増し締め
	制御弁の動作確認		電気ヒーターの動作確認
	ガス漏れ確認	送風機系統	軸受の点検
	ストレーナーの詰まり点検		電動機の絶縁確認
保護機器	圧力計指針の点検		送風機の汚れ点検
	圧力開閉器動作確認	外装・その他	Vベルトの点検
	ヒューズの劣化点検		パネルの腐食点検
電気系統	過電流継電器の動作確認		ドレンパンの腐食点検
	温度開閉器の動作確認		フィルターの汚れ点検、清掃
	電磁接触器の点検		ドレンの流れ点検
	スイッチの動作確認		運転状況(温度、圧力)の確認
	リレーの点検		異音、振動の確認

bからd パッケージエアコン2、EHP、GHP

点検項目	
その他	フィルターの汚れ点検、清掃
	ドレンの流れ点検
	運転状況(温度、圧力)の確認
	異音、振動の確認

e 全熱交換機

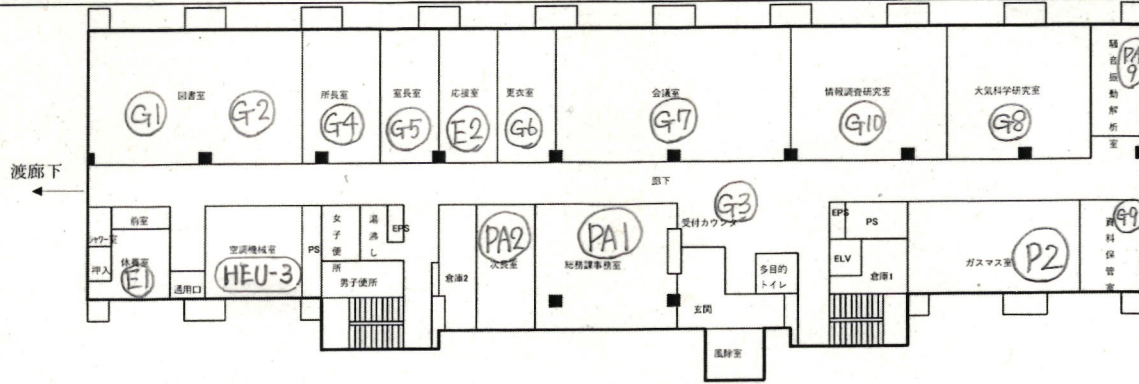
点検項目	
外観	腐食、劣化、破損の有無
電動機	音(異常音の有無)
	軸受けの点検
	絶縁抵抗
	電流値(定格値)
その他	電磁開閉器及び開閉器(接点劣化)
	フィルターの汚れ点検、清掃
	エレメントの点検(劣化、目詰まり)

f 給排気ファン

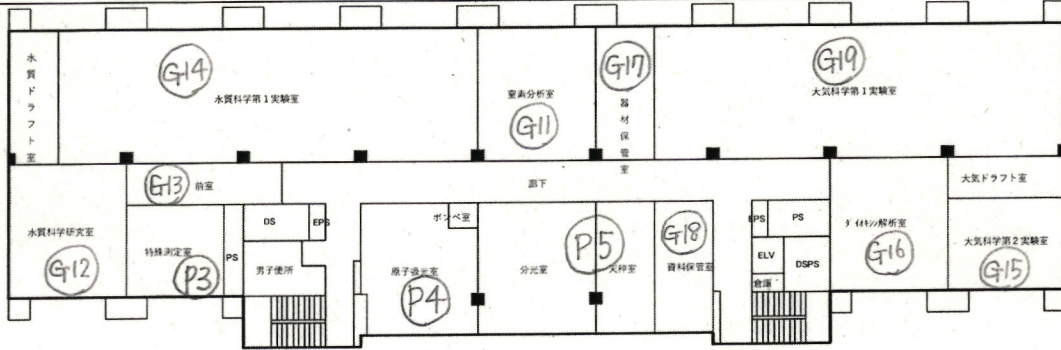
点検項目		点検項目	
外観状況	全体(腐食、ボルトの緩み)		Vベルト(破損、緩み)
	防振材(亀裂、破損等)		電磁開閉器及び開閉器(接点の劣化)
	防振装置のストッパー(緩み、劣化)		劣化及び腐食損傷による機能の低下
	支持材、金具(緩み、劣化)		
電動機	外観(腐食、損傷)		
	音(異常音の有無)		
	発熱(異常の有無)		
	回転		
	回転方向		
	絶縁抵抗		
	電流値(定格値)		

保健環境科学研究所 配置図面

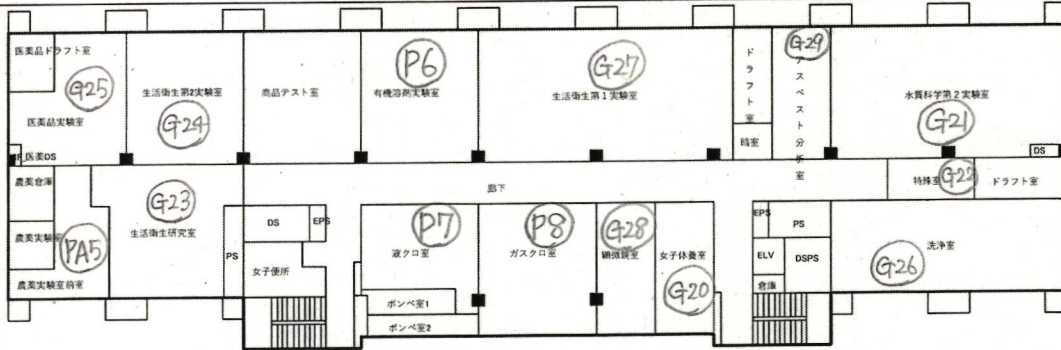
本館1F



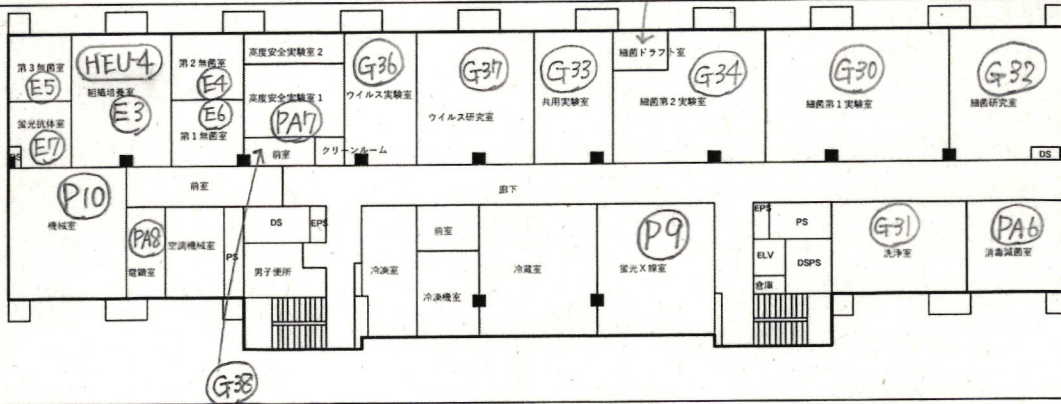
本館2F



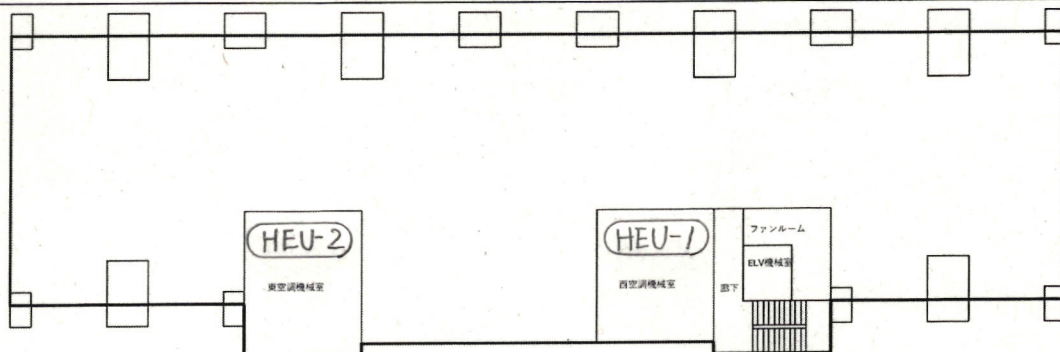
本館3F



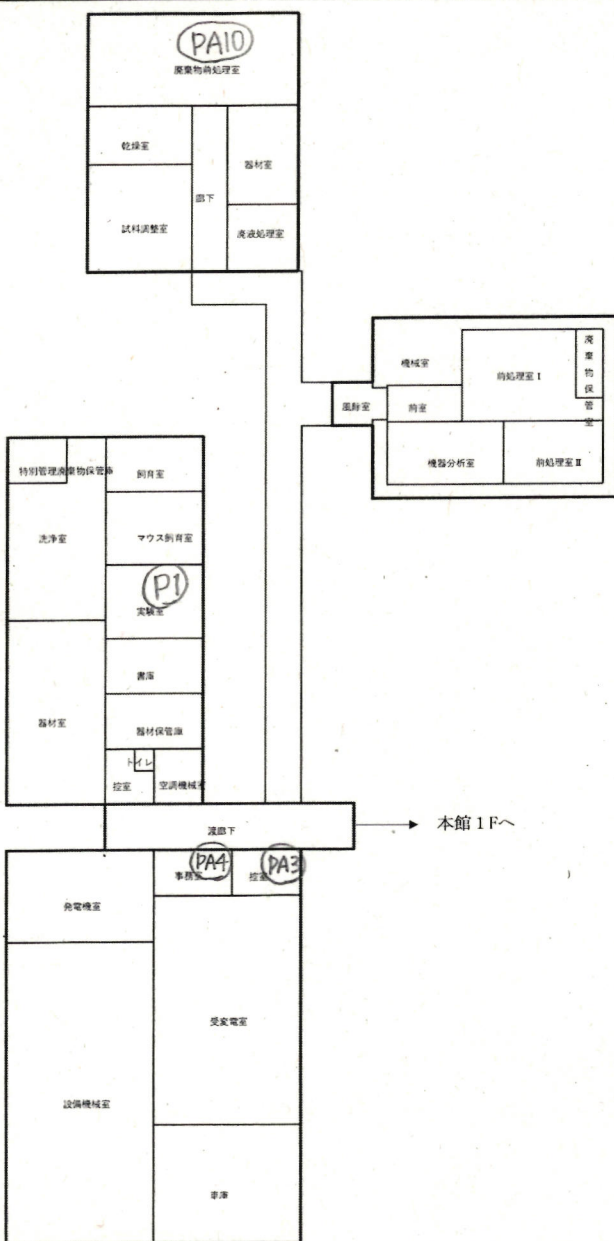
本館4F



本館RF



設備棟・動物棟・廃棄物実験棟・特殊化学物質測定棟



④「排ガス洗浄装置等保守点検業務」実施要領

1 業務の種類及び対象設備

業務の種類及びその対象設備は、次のとおりとする。

(1) 業務の種類

- ・保守点検業務
- ・設備保守業務

(2) 対象設備

排ガス洗浄	3F生活衛生・水質科学第2ドラフト排ガス洗浄装置
	2F大気科学ドラフト排ガス洗浄装置
	2F水質科学第1ドラフト排ガス洗浄装置
	3F水質科学第2ドラフト過塩素酸対応(白煙除去装置)
その他局所排気	3F有機溶剤実験室局所排気
	3F生活衛生第1実験室(有機溶剤実験室中央部を含む)局所排気
	3Fアスベスト分析用ドラフト局所排気
	4F共用実験室ドラフト局所排気
	2F大気第1実験室簡易ドラフト排気
	3F水質第2実験室簡易ドラフト排気

4F 第3無菌室、細菌第2実験室の安全キャビネットの排気は含まない。

4F 高度安全実験施設(施設、安全キャビネット)の排気は含まない。

2 保守点検業務の方式及び内容

(1) 実施回数及び実施時期

委託期間中の保守点検については、毎月点検(合計24回)と、年1回点検(合計2回)とし年1回点検は11月とする。なお、実施時期については変更する場合がある。

(2) 点検項目

保守点検の点検項目は、排ガス洗浄装置に関しては別表1、排気ファンについては、別表2により実施するものとする。

(3) 保守点検時における装置の修理

乙は、保守点検において、設備の故障や異常、又は部品の消耗、劣化を発見したときは、直ちに甲に報告するものとする。この場合、甲が軽微なものと認めたときは、甲の指示により速やかに修理するものとする。

- ・Vベルトの劣化が激しく、当所に在庫ファンベルトがある場合は点検時に交換を行うものとし、その作業費も当委託の内容に含むものとする。
(過去の頻度は年2～3本程度)
- ・操作盤、排気ファンのランプ(赤・緑)が切れており、当所に在庫がある場合も、交換を行うものとし、その作業費も当委託の内容に含むものとする。
(過去の頻度は年2～3個程度)

(4) 緊急保守点検及び設備補修業務

緊急保守点検及び設備補修業務の金額は、契約の金額を上限として、当該業務が発生する都度、甲、乙協議して決定する。

3 設備保守業務の方式及び内容

保守点検、又は緊急保守点検並びに甲の実施する点検により設備の障害又は部品の劣化が認められたときは、甲からの補修指示書により速やかに設備の補修を実施するものとする。なお、甲が補修指示書で補修業者を指示したときは、乙はその業者を使用しなければならない。

4 作業時間

作業時間は、甲の業務時間帯(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。ただし、これ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

5 工程表

乙は、年1回の保守点検業務を実施しようとするときは、その前月15日までに、また設備補修業務を実施するときは、甲の指定する日までに工程表を甲の承認を受けるものとする。

6 主任技術者

乙は業務を実施しようとするときは、あらかじめ現場作業の責任者として主任技術者を選任し、甲へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

7 作業の開始、終了の報告

主任技術者は、作業の開始時及び終了時にその旨を甲に報告し、作業時間の確認を受けなければならない。

8 成果報告書

乙は、保守点検業務及び設備補修業務を実施したときは、その都度甲に報告しなければならない。

9 事故の報告

乙は、業務の実施にあたり甲及び第三者に損害を与える事故を起こしたときは、直ちに甲へ報告しなければならない。

(別表1) 排ガス洗浄装置及び白煙除去装置の点検内容、頻度

箇所	点検項目			委託		点検方法	備考
				月1回	年1回		
処理装置全体	1 除去性能の確認	イ	入口/出口部の濃度測定				職員対応
		ロ	洗浄液の水位とpH				職員対応
	2 処理装置本体の膨らみ凹みの有無確認	イ	処理装置内部のつまり	○		目視	
		ロ	熱源の有無	○		目視	
	3 処理装置本体に異常振動の有無確認	イ	基礎取り付けボルトの緩み	○		目視	
		ロ	送風機よりの伝達	○		目視	
	4 液漏れ有無確認	イ	締め付けボルトの緩み			目視	職員対応
		ロ	パッキンの劣化			目視	職員対応
		ハ	破損、ひび割れ			目視	職員対応
	5 処理風量の確認	イ	処理風量の測定		○	計測	
		ロ	ダンパの確認	○		目視	
		ハ	処理装置/ダクトの圧力損失		○	計測	
	6 洗浄塔(白煙除去装置)での風量、洗浄液循環及び散水液量の確認	イ	循環ポンプの空運転		○	目視	
		ロ	循環ポンプに異物混入		○	目視	
		ハ	散水管の詰まり		○	目視	
		ニ	プレフィルタの汚れ、詰まり	○		目視	
		ホ	充填材の汚れ、詰まり	○		目視	
		ヘ	ミストキャッチャーの汚れ、詰まり	○		目視	
		ト	エリミネータの汚れ、詰まり	○		目視	
		チ	フロートバルブの汚れ、詰まり	○		目視	
		又	圧力損失の測定(正常値300PA以下)		○	目視	
		ル	処理風量の測定		○	計測	
	7 白煙除去装置の差圧計	イ	通常50Pa 極端な低下はフィルター、スクラパーの目詰まりによる風量の減少	○		目視 数字読取	
	8 循環液の汚れ、沈殿物体積の確認	イ	異物による異常な汚れ				職員対応
		ロ	反応生成物による沈殿				職員対応
	9 新水補給能力の確認	イ	バルブ、ホールトップの動作確認				職員対応
	10 洗浄槽の清掃	イ	中和し、排水槽内を清掃				職員対応
ポンプ	1 異常音、異常振動の有無の確認	イ	異物の混入確認	○		目視	
		ロ	取り付けボルトの緩み	○		目視	
	2 運転電流の確認	イ	電流値確認		○	計測	
送風機	1 異常音、異常振動の有無の確認	イ	異物の混入確認、じんあい(ちり、ほこり)のたい積状況	○		目視	
		ロ	取り付けボルトの緩み	○		目視	
		ハ	軸受けベアリングの磨耗		○	計測	
		ニ	Vベルトの劣化、磨耗	○		目視	
		ホ	軸受けオイルの減少、劣化、注油状況(グリスアップの実施)	○		目視	
	2 運転電流の確認	イ	電流値確認		○	計測	
電動機	1	イ	回転シャフト両軸受温度の確認		○	計測	
		ロ	ベアリングの磨耗		○	計測	

(別表2) その他局所排気装置のファン及び電動機点検

	保守点検項目	年1回
ファン 及び 電動機	1 ケーシングの表面の状態	○
	2 ケーシングの内面、インペラー及びガイドベーンの状態	○
	3 ベルト等の状態	○
	4 ファンの回転方向	○
	5 軸受けの状態(注油状態)	○
	6 電動機の状態	○
	7 安全カバー及びその取り付け部の状態	○
	8 制御盤の状態	○

⑤「貯水槽給水施設衛生管理業務」実施要領

1 適用

委託業務の実施はこの実施要領及び「新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」(新潟市、最終改正令和2年3月27日新潟市告示第216号。以下「要綱」という。)に基づいて行う。
なお、記載のない事項については、委託者と受託者協議の上、決定する。

2 衛生管理業務対象施設(受水槽)

受水槽 2槽式単版型 ポンプ室:結露防止保温
容量 呼称=55.1m³ 有効 35m³
本体寸法 水槽 7.6m×1.25m×3.0m×2槽
ポンプ室 2.5m×2.5m×3.0m h
設置場所 屋外

付属設備 給水ポンプユニット

ステンレス製加圧給水ポンプユニット(推定末端水圧一定制御・インバータ)
口径 65φ×50φ
水量・揚程 570L/min × 39m
ポンプ 3φ200V 3.7Kw×2台

付属設備 次亜塩素酸ナトリウム注入ユニット

薬液注入ポンプ 能力 22.8cc/min × 1.0Pa
薬液タンク 50L

3 業務内容

- (1)施設の点検管理(受水槽の年1回清掃(10月)合計2回、月1回点検合計24回、給水栓の残留塩素の測定等)
要綱第4条に規定する維持管理基準(別表第2)(以下、「基準」という。)1の施設の点検管理を行うこと。ただし、基準1(4)の残留塩素の測定は週1回とする。
- (2)委託者の適正な日常管理のための必要な助言を行うとともに、委託者から質問があった場合は、関係法令、技術的事項についての情報提供を行うこと。
- (3)業務報告
毎月の業務を終了したときは、報告書を1部提出すること。
- (4)薬液注入ポンプ(次亜塩素酸ナトリウム)の稼働及び停止
残留塩素濃度が不足する場合には、朝夕のボイラー等運転業務の時間に薬液注入ポンプの稼働を行うこと。(次亜塩素酸ナトリウムは、研究所で購入するものを使用)
(※ 現在は残留塩素濃度は基準値以上あるため、稼働していない。)

⑥「排水処理施設ポンプ等点検業務」実施要領

排水処理施設のポンプ1種、合計2台の点検

1 点検対象のポンプ

汚水排水槽から自然流下地点まで排水するための汚水水中ポンプ 2台

(詳細については、略図 参照)

2 点検の内容

建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部) 4. 5. 7(C)周期 I を適用する。

ただし、電動機の発熱の異常の有無の「1M」(月1回)については適用せず、運転電流が定格値以下であることを確認する「1M」については「6M」(半年に1回(5月、11月))とする。
また、その他、当施設の構造上、物理的に不可能な項目については適用しない。

3 実施時期

「1Y」(年1回)の項目は冷暖房設備保守点検(冷房への切り替え時(5月))の実施時、「6M」については、「1Y」実施時及び排ガス洗浄装置等保守点検業務の実施時に合わせ実施することを基本とする。

上記によれない時は協議のうえ実施時期を調整する。

4 作業時間

5 工程表

6 主任技術者

7 作業の開始、終了の報告

8 成果報告書

9 事故の報告

排ガス洗浄装置等保守点検業務
実施要領に同じ

排水処理施設位置図(略図)

